

三重県契約後V E実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が所掌する建設工事について、契約締結後に受注者からの技術提案（V E 提案）を受け、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 民間の技術開発の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待されるものであり、かつ、事業課（部）長が必要と認め選定した工事を対象工事とする。

なお、対象とされた工事については、契約後V E方式である旨を契約書で明記するものとする。（別紙 1 参照）

(提案を求める範囲)

第3条 V E 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

なお、以下の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとするが、工事の実状に照らし個々に定めることとし、設計図書で明記するものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- (2) 契約書第18条に基づき条件変更が確認された後の提案。
- (3) 入札時に競争参加資格要件として定めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

(提案の提出期間等)

第4条 V E 提案の提出期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとする。

なお、15日以上提案準備期間が確保されるように工期設定において配慮するものとする。

試行においては、提案の回数は原則として1回とするが、工事の実状に照らして適宜対応することができるものとする。

(提案の審査)

第5条 提出されたV E 提案の審査に当たっては、施工の确实性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価するものとする。また、事業課（部）長はV E 提案の審

査を行うために、必要に応じて、契約後V E 審査委員会を設けるものとする。なお、契約後V E 審査委員会の運営要領は別に定めるものとする。

(提案の採否の通知)

第 6 条 V E 提案の採否については、原則として、V E 提案の受領後 1 4 日以内に書面により通知するものとする。但し、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2 V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(V E 提案が適正と認められた場合の設計変更等)

第 7 条 V E 提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 1 0 分の 5 に相当する金額 (以下「V E 管理費」という。) を削減しないものとする。

4 V E 提案が適正と認められた後、契約書第 1 8 条の条件変更が生じた場合、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

(提案内容の保護)

第 8 条 V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。なお、この旨を一般競争入札であれば公告 (三重県一般競争入札実施要綱第 4 条) 、公募型指名競争入札であれば掲示 (三重県公募型指名競争入札実施要綱第 4 条) に記載すると共に、特記仕様書等においても記載することにより、建設業者に周知するものとする。

(責任の所在)

第 9 条 発注者がV E 提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない旨を、一般競争入札であれば公告 (三重県一般競争入札実施要綱第 4 条) 、公募型指名競争入札であれば掲示 (三重県公募型指名競争入札実施要綱第 4 条) に記載すると共に、特記仕様書等に記載するものとする。

(一般競争入札の公告又は公募型指名競争入札の掲示及び特記仕様書に明示する事項)

第 1 0 条 提案を求める場合において、一般競争入札の公告又は公募型指名競争入札の掲示及び特記仕様書に次の事項を加える。

(1) 一般競争入札の公告又は公募型指名競争入札の掲示

契約後V E 工事であること。

詳細を特記仕様書で明記していること。

(2) 特記仕様書

第 3 条 (提案を求める範囲)、第 5 条 1 項 (提案の審査) 及び第 6 条 (提案の採否の通知) から第 9 条 (責任の所在) に関すること。

V E 提案を提出する際の様式 (1 ~ 4)。

附則

1 . この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

(設計図書の変更に係る乙の提案)

第19条の2

乙は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、甲に提案することができる。

- 2 甲は、前項の規定に基づく提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計変更をし、これを乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

入札公告等

(一般競争入札を行う時の) 入札公告 (公募型指名競争入札の時の) 揭示

1 1の工事概要の(5)の次に下記の事項を追加する。

(6) 契約後V E方式工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の工事である。

2 4入札手続き等又は4入札参加者の決定及び指名通知等の次に下記の事項を追加し、5を6に繰り下げる。

5 契約後V E方式工事

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による。

特記仕様書(例)

1. 定義

「V E 提案とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事的物の機能、性能を低下させることなく請負代金の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、乙が甲に行う提案をいう。

2. V E 提案の意義及び範囲

(1) 乙が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事的物的物の変更を伴わないものとする。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

契約書第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案。

入札時に競争参加資格要件として定めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

3. V E 提案書の提出

(1) 乙は、前項の V E 提案を行う場合は、次ぎに掲げる事項を V E 提案書(様式 1 ~ 4)に記載し、甲に提出しなければならない。

設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

甲が別途発注する関連工事との関係

工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項

その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 甲は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を乙に求めることができる。

(3) 乙は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の工事に着手する 35 日前までに、甲に提出できるものとする。

(4) V E 提案の提出費用は、乙の負担とする。

4. V E 提案の審査

V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

5. V E 提案の採否等

- (1) 甲は、V E 提案の採否について、V E 提案の受領後 1 4 日以内に書面（様式 5 ）により通知しなければならない。ただし、乙の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- (2) また、提出された V E 提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。
- (3) 甲は、V E 提案による設計書の変更を行う場合は、契約書第 1 9 条の 2 の規定に基づくものとする。
- (4) 甲は、V E 提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第 2 4 条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- (5) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負金額が低減すると見込まれる額の 1 0 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という）を削減しないものとする。
- (6) V E 提案が適正と認められた後、契約書第 1 8 条の条件変更が生じた場合において、甲がV E 提案に対する変更を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。
- (7) 甲は、契約書第 1 8 条の条件変更が生じた場合には、契約書第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、契約書第 1 8 条の条件変更が生じた場合の前記（ 5 ）の V E 管理費については変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、甲乙協議して定めるものとする。

6 . V E 提案の保護

V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

7 . 責任の所在

甲がV E 提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない場合においても、V E 提案を行った乙の責任が否定されるものではない。

契約後V E チェックシート

(いずれかに を記入する)

区分	番号	評価項目	内 容	適	否
共通	1	経済性	発注者の積算においてコスト縮減が確認された。		
	2	确实性	受注者から提出された施工計画書に确实性がある。		
	3	安全性	安全に施工できることが確認できる。		
	4	品 質	材料の品質が確保されている。		
	5	機 能	設計上の機能が満たされている。		
	6	普及状況	通常の工事では一般的でない。		
	7	工 期	工期に遅れが生じない。		
個別	8	構 造	大幅な構造計算の変更を伴わない。(建築関係等)		
	9	平 面	平面の変更を伴うが、機能上支障とならない。(＂)		
	10	意 匠	意匠の変更を伴うが、設計意図を逸脱しない。(＂)		
	11	設 備	主要機器及び設備システムの変更に関わらない。(＂)		
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				

備考) 上記の全ての項目において「適」となった場合に提案を採用する。
 区分の個別欄には、必要に応じて工事毎にチェック項目を追加する。

様式 - 1

提出日 : 平成 年 月 日

V E 提 案 書

様

提案者
住所
氏名

印

契約書第 19 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名 :		連絡先 氏名 Tel Fax
V E 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式 - 1 の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 (千円)
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
概 算 低 減 額 合 計		

様式 - 2

番号	項目内容
(1) 設計図書に定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【標準案】・・・略図等	【改善案】・・・略図等
(2) 提案理由	
(3) V E 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)	
(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)	
(5) その他	

様式 - 4

番号	項目内容
----	------

<p>(1) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項</p>
<p>(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)</p>

契約後 V E 実施フロー

1 .(事業課(部)長による対象工事の選定)

三重県の事業課(部)長は、契約後に V E 提案が期待される工事を選定する。

2 .(発注機関が契約書に追加記入する事項)

対象工事の建設工事請負契約書に対して、第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る乙の提案) を追加記入する。

別紙 - 1

工期設定においては、15 日以上 V E 提案準備期間が確保されるように配慮する。

3 .(発注機関が公告・掲示、特記仕様書等に記載する事項)

入札に際し、本工事が契約後 V E 方式の工事であること、及び、契約後 V E 要領第 8 条、第 9 条、第 10 条に規定する事項を、一般競争入札であれば公告(三重県一般競争入札実施要綱第 4 条) 公募型指名競争入札であれば掲示(三重県公募型指名競争入札実施要綱第 4 条)に記載すると共に、特記仕様書等に必要事項を記載する。

別添 特記仕様書(例)

4 .(工事の契約)

5 .(発注機関による V E 提案の受付)

契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する 35 日前までに V E 提案を受付ける。提案の回数は原則として 1 回とするが、この限りではない。

受付機関は、対象工事の発注機関である。

提出書類

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 様式 - 1 | (V E 提案) |
| (2) 様式 - 2 | (V E 詳細) |
| (3) 様式 - 3 | (概算低減額) |
| (4) 様式 - 4 | (留意書) |

6 .(発注機関による V E 審査委員会の開催)

V E 提案を受けた発注機関は、遅滞なく V E 審査委員会事務局(発注機関工事関係職員所属グループ)が V E 審査委員会を開催する。

(1) 発注機関が本庁のとき。

- | | |
|------|---------------------|
| 委員長 | (工事関係) 課長 |
| 副委員長 | (工事関係) 課長補佐または副参事 |
| 委員 | (工事関係) グループリーダー |
| 委員 | (工事関係) グループ関係技術職員 |

(2) 発注機関が地域機関のとき。

- 委員長 (工事関係) 部長
- 副委員長 (工事関係) 副部長または副参事
- 委員 (工事関係) グループリーダーまたは課長
- 委員 (工事関係) グループ (課または係) 関係技術職員

必要に応じ臨時委員を指名し、学識経験者等のアドバイザーの意見を聞くことができる。

VE 提案の説明は、監督員と契約担当者の立会のもとで受注業者が行う。

VE 提案の審査は、VE チェックシートに基づき行う。なお、個々の提案について評価項目を追加できる。

7.(VE 審査委員会事務局による監督員への審査結果の通知)

8.(発注機関による受注者に対する提案の採否の通知)

VE 提案の受領後 14 日以内に書面により受注者に対し採否結果を通知する。

VE 提案採否通知書 様式 - 5

9.(発注機関による設計変更等)

VE 提案が適正と認められた場合、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額 (以下「VE 管理費」という。) を削減しないものとして設計変更をする。

VE 管理費は、提案に要した経費、技術提案の買い取り費用等と考え、現行三重県会計規則の下で適用する。

【具体的設計変更方法】

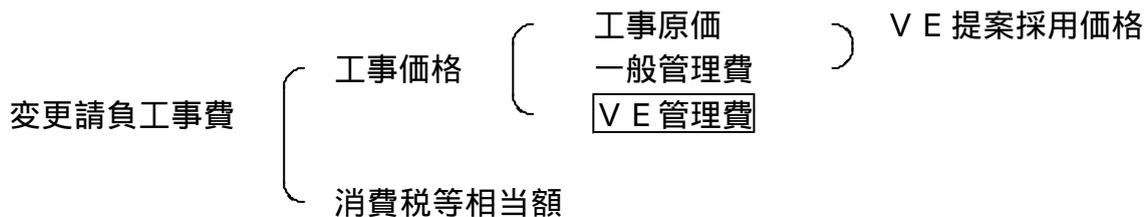
VE 提案による変更内訳 (算出根拠) をもとに、基準書歩掛かり等で対応できるものについては極力対応する。それ以外は、見積もりにて対応する。

VE 提案採用後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合においても、VE 管理費は変更しないものとする。

VE 管理費の計上方法

VE 提案による請負代金額の低減額 : A (円)

VE 管理費 : $A / 2$ (円) (A の 10 分の 5 で、千円未満切り捨て)



契約後 V E 審査委員会設置要領

(目的)

第1条 契約後 V E 審査委員会(以下「委員会」という。)は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事において、民間の技術開発を積極的に活用し建設コストの縮減を図るために、受注者から提出された技術提案を審査することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するために、契約後 V E 方式の工事について、建設業者より提案された施工方法等を、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等について審査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
2 委員長は、必要に応じて臨時委員を指名することができる。

(構成員)

第4条 委員会の構成員は次のとおりとする。なお、必要に応じて学識経験者等のアドバイザーの意見を聞くことができる。

(1) 発注機関が本庁のとき。

委員長	(工事関係) 課長
副委員長	(工事関係) 課長補佐または副参事
委員	(工事関係) グループリーダー
委員	(工事関係) グループ関係技術職員

(2) 発注機関が地域機関のとき。

委員長	(工事関係) 部長
副委員長	(工事関係) 副部長または副参事
委員	(工事関係) グループリーダーまたは課長
委員	(工事関係) グループ(課または係)関係技術職員

(委員会の開催)

第5条 委員会の開催は委員長が必要と認めるときに召集するものとする。

(事務担当)

第6条 委員会の事務局は発注機関の工事関係職員所属グループ(課または係)に置くものとする。

2 事務局は V E 提案書類の確認、審査委員会の開催準備、受注者に対する審査委員会での説明要請、受注者と監督員への提案採否の通知など必要な事項を行う。

附則

1 . この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。